解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年八月六日教会総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

茨城県稲敷市江戸崎甲一九八五番地一
宗教法人基督兄弟団江戸崎教会
清算人　市川　赳男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十月六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月九日
三重県鈴鹿市寺家町字池戸一四三一―一
特定非営利活動法人三重県新エネルギー普及促進協会
清算人　山野　正幸

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十年一月十八日岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月九日
岡山県美作市江見九四五番地
清算法人高原台地土地改良区
清算人代表　片山　武範

解散公告（第三回）

当法人は、解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月九日
福岡県福岡市南区大橋一丁目四―二〇―二〇四
NPO法人わらべ
清算人　井元　誠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市南区大字太田窪三五〇一番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　川又由香里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月九日
さいたま市浦和区岸町七丁目一二番四号ニチモビル浦和四階大倉浩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　尾崎　康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市仲町一二三番地、最後の住所埼玉県深谷市仲町四番一五号
被相続人　亡　國松　恭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月九日
埼玉県熊谷市仲町一〇番地
相続財産管理人　野口　英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区中丸町五七番地、最後の住所さいたま市中央区上落合八丁目一〇番一三号ベストライフ与野
被相続人　亡　中川　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月九日
さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　徳典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北埼玉郡騎西町大字鴻茎二〇〇四番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　今泉　雄治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月九日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市平田二丁目二一七番地、最後の住所千葉県成田市加良部五丁目一番地六一号
被相続人　亡　渡邊　弘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月九日
事務所千葉県佐倉市栄町一九番地五京成サンコーポ佐倉四〇五号　湯川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　湯川　芳朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡長柄町大津倉一〇三三番地、最後の住所千葉県匝瑳市高野五八三番地一聖マーガレットホーム
被相続人　亡　鶴岡　信康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月九日
事務所千葉県佐倉市栄町一九番地五京成サンコーポ佐倉四〇五号　湯川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　湯川　芳朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡白子町幸治三〇九三番地、最後の住所千葉県長生郡白子町幸治三〇三〇番地九
被相続人　亡　田中　敏彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月九日
事務所千葉市中央区中央三丁目一七番二号ライオンビル四階　千葉銀座法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井上　隆行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市戸田二五〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　金田　巧

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月九日
静岡県沼津市市場町三―一六ひまわりビル伊東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　杉浦　孝輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県庵原郡富士川町北松野一五九六番地の三、最後の住所静岡県庵原郡富士川町北松野一五三五番地の二
被相続人　亡　宇佐美　孫一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月九日
静岡県富士市伝法二八六七番地の一、事務所静岡県富士市伝法二八七八番地の二〇
相続財産管理人　弁護士　杉山　利朗

第12期決算公告

平成22年11月9日　東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号
株式会社パールエース
代表取締役社長　浅倉　三男

貸借対照表の要旨　（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,742,039	流動負債	2,991,178
固定資産	1,285,860	固定負債	200,205
有形固定資産	1,101,025	株主資本	1,574,545
無形固定資産	3,963	資本金	450,000
投資その他の資産	180,871	利益剰余金	1,124,545
		評価・換算差額等	△738,030
		繰延ヘッジ損益	22,976
資産合計	4,027,900	負債・純資産合計	4,027,900